

別表

開示請求 項番	諮問 番号	請求内容	決定日	決定内容	諮問日	非開示理由	実施機関の主張
				主務課			
1	1319	平成○年○月○日の○時○分頃に都庁本庁舎3階の連絡通路を通行中の○○に対して、総務局警備員の○○が無礼かつ傲慢極まりない態度をとったことに端を発したトラブル（○○が「知事が通るから、止まれ。」と極めて偉そうな態度で○○に命令し、この傲慢な物言いに対して○○が激怒し口論になり、この口論の中で○○が「お前に文句を言われる筋合いはない」などと逆切れし、加担した別の警備員が「お前、もう帰れ」と○○をど突いてきたという警備員のゴミカス・チンピラ対応が問題となったトラブル）に関して、総務局側が○○を加害者とした捏造被害届を○○警察署に出すことの正当性が確認できる全ての公文書（規程・手引き等） なお、対象文書が法令等になるときは、具体的に当該法令等の条文番号を特定して開示するよう求めておく。	平成 31年 2月 27日	非開示 (存否応答拒否) 総務局 総務部 総務課	令和 元年 7月 19日	開示請求者が請求の対象としている公文書は特定個人と東京都職員（巡視）との事象に関するものであり、当該公文書の存否を明らかにすることは、非開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであるから、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが権利利益を侵害するものと認められる（条例第7条2号に該当）。 このため、条例第10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。	審査請求人が請求の対象としている公文書は、特定個人と東京都職員（巡視）との事象に関するものである。当該公文書の存否を明らかにすることは、非開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであるから、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが権利利益を侵害するものと認められる。 したがって、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。 なお、本件処分が条例の規定に基づき、適正に行われている。
2	1353	平成○年○月○日の○時○分過ぎに都庁第一本庁舎の高層階用エレベータ内で（○○でもある）開示請求者が○○委員会のチンピラ職員に肘打ちされた暴行事件において、本事件を仲裁しに駆けつけた警察官から「エレベータの監視カメラの映像を当事者で確認すべき」と意見され、この意見に当事者全員（開示請求者・○○局管理職・総務局○○・○○委員会関係者）が同意したにもかかわらず、（○○局の悪徳管理職とグルになって）当該監視カメラの映像記録等を対象とした開示請求者の情報開示請求に対して不当な非開示対応を行った総務局○○担当の極悪犯罪隠ぺい行為の正当性が確認できる全ての公文書（規程・手引き等） なお、対象文書が法令等になるときは、具体的に当該法令等の条文番号を特定して開示するよう求めておく。	令和 元年 6月 6日	非開示 (存否応答拒否) 総務局 総務部 総務課	令和 元年 8月 28日	当該公文書の存否を明らかにすることは、非開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであるから、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められる（条例第7条第2号に該当）。 このため、条例第10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。	審査請求人が請求の対象としている公文書は、非開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無に関するものである。当該公文書の存否を明らかにすることは、非開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであり、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められる。 したがって、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した。 審査請求人は「本件開示請求の対象となっている公文書は規程や手引き等であり、このような文書に個人情報が記載されることはないはずである」と主張するが上記の理由により失当である。 なお、本件処分が条例の規定に基づき、適正に行われている。

3	1379	<p>〇〇でもある開示請求者が、平成〇年〇月〇日に〇〇において行われている悪徳管理職の法令違反行為について公益通報を行ったところ、〇〇である総務局コンプライアンス推進部が「〇〇で通報された事実に対応している」等の虚偽の理由（〇〇管理職は本件通報事実は何の対応もしていない）により、令和〇年〇月〇日付で本件公益通報を揉み消すという極悪隠蔽行為を行った取扱いの正当性が確認できる全ての公文書（規程・手引等） なお、対象文書が法令等になるときは、具体的に当該法令等の条文番号を特定して開示するよう求めておく。</p>	令和元年5月30日	非開示 (存否応答拒否)	総務局コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課	令和元年9月30日	<p>公益通報は、通報に関する秘密が保持されることや、通報者の個人情報が保護されることを前提とした制度である。特定の日付及び事案並びに特定の通報者に係る公文書の存否を答えることは、公益通報を行った個人の情報が特定され、公益通報者の権利利益を害するおそれがある（条例第7条第2号に該当）。</p> <p>このため、条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。</p>	<p>請求人が行った開示請求は、特定の日付及び事案並びに特定の通報者に係る公文書の開示を請求したものであり、その存否を答えることは、公益通報を行った個人の情報が特定され、通報者の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>この点について、請求人は、「〇〇でもある〇〇が〇〇の氏名や住所等を明らかにして処分庁に通報したものである」から「公益通報者である審査請求人の権利利益が新たに害されることはない」としている。</p> <p>しかし、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示又は非開示の判断にあたっては、開示請求者が誰であるか考慮せず、特定の個人を識別することができる情報については、非開示情報として取り扱うべきである。すなわち、たとえ請求人自身が行った通報に関する事案であったとしても、個人に関する情報の開示は認められないものである。したがって、請求人の主張は不当である。</p>
4	1380	<p>〇〇管理職の法令違反行為に係る平成〇年〇月〇日付けの公益通報に対して、〇〇である総務局コンプライアンス推進部が本件公益通報を揉み消したと強い疑念を持たせるような対応を令和〇年〇月〇日付けで行った事案について、通報者である開示請求者が令和元年〇月〇日にコンプライアンス推進部を訪問して理由の説明を求めたところ、対応した〇〇や〇〇が通報者のプライバシーが全く確保されない場所で通報者を立たせたまま話をするという無礼極まりない対応を行った挙句に、開示請求者が求めた説明を全く行わずに開示請求者を追い返したという極悪職務怠慢対応を行ったことの正当性が確認できる全ての公文書（規程・手引等） なお、対象文書が法令等になるときは、具体的に当該法令等の条文番号を特定して開示するよう求めておく。</p>	令和元年5月30日	非開示 (存否応答拒否)	総務局コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課	令和元年9月30日	<p>公益通報は、通報に関する秘密が保持されることや、通報者の個人情報が保護されることを前提とした制度である。特定の日付及び事案並びに特定の通報者に係る公文書の存否を答えることは、公益通報を行った個人の情報が特定され、公益通報者の権利利益を害するおそれがある（条例第7条第2号に該当）。</p> <p>このため、条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。</p>	<p>請求人が行った開示請求は、特定の日付及び事案並びに特定の通報者に係る公文書の開示を請求したものであり、その存否を答えることは、公益通報を行った個人の情報が特定され、通報者の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>この点について、請求人は、「〇〇でもある〇〇が〇〇の氏名や住所等を明らかにして処分庁に通報したものである」から「公益通報者である審査請求人の権利利益が新たに害されることはない」としている。</p> <p>しかし、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示又は非開示の判断にあたっては、開示請求者が誰であるか考慮せず、特定の個人を識別することができる情報については、非開示情報として取り扱うべきである。すなわち、たとえ請求人自身が行った通報に関する事案であったとしても、個人に関する情報の開示は認められないものである。したがって、請求人の主張は不当である。</p>

5	1405	<p>〇〇管理職が平成〇年〇月〇日付通知により〇〇の非違行為として総務局コンプライアンス推進部に捏造報告したトラブル事案について、〇〇が証拠資料付きの「パワーハラスメント被害報告書」をコンプライアンス推進部に提出し、〇〇は前記トラブル事案の被害者であることを説明したにもかかわらず、何の反証・説明もなしに被害者である〇〇に対して違法かつ不当な〇〇を行った総務局人事部の極悪パワハラ隠蔽行為の正当性を検証できる全ての公文書（規程・手引など）</p>	令和元年7月18日	非開示 (存否応答拒否)	令和元年11月6日	<p>当該公文書の存否を明らかにすることは、非開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであるから、このことは個人に関する情報で特定個人を識別することができるものと認められる（条例第7条第2号に該当）。このため、条例第10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。</p>	<p>規程や手引き等には、特定個人情報是一切記載されていないが、本件開示請求で求められている公文書（規定や手引き等）は、特定個人に関わる事実の有無等（〇〇を受けたこと等）が前提とされているため、本件開示請求に対して当該公文書（規程や手引き等）の存否を明らかにすることは、特定個人に関わる事実の有無等（〇〇を受けたこと等）を明らかにすることとなる。 したがって、本件開示請求に対して非開示とした本件処分は適正である。</p>
				総務局 人事部 人事課			
6	1406	<p>〇〇が〇年〇月〇日に行った公文書開示請求（〇〇に対する違法な懲戒処分の根拠規程）について、担当部署である総務局人事部が決定通知書の発送を遅延させるという条例違反の行為を行い、当該発送遅延に係る〇〇からのメール照会を無視するという地方公務員法第30条等違反の違法対応を行い続けていることの正当性を検証できる全ての公文書（規程・手引など）</p>	令和元年9月2日	非開示 (存否応答拒否)	令和元年11月6日	<p>当該公文書の存否を明らかにすることは、非開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであるから、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められる（条例第7条第2号に該当）。このため、条例第10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。</p>	<p>規程や手引き等には、特定個人情報是一切記載されていないが、本件開示請求で求められている公文書（規定や手引き等）は、特定個人に関わる事実の有無等（〇〇を受けたこと等）が前提とされているため、本件開示請求に対して当該公文書（規程や手引き等）の存否を明らかにすることは、特定個人に関わる事実の有無等（〇〇を受けたこと等）を明らかにすることとなる。 したがって、本件開示請求に対して非開示とした本件処分は適正である。</p>
				総務局 人事部 人事課			